

規約改定（案）について

水防法の改正に伴い、鹿角地域県管理河川減災対策協議会を水防法第十五条の十に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とするため、また、国の助言に基づき協議会の対象河川の表記を変更するため、規約を一部改定し本日付けでの施行を提案する。

(新)	(旧)
<p>鹿角地域県管理河川減災対策協議会規約（案） (名称)</p> <p>第1条 本会の名称は、「鹿角地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」とする）。</p> <p><u>なお、本協議会は水防法（昭和24年法律第193号・平成29年改正）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。</u></p>	<p>鹿角地域県管理河川減災対策協議会規約 (名称)</p> <p>第1条 本会の名称は、「鹿角地域県管理河川減災対策協議会」（以下「協議会」とする）。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、鹿角地域の県管理河川（別表1）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、鹿角地域の県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p>
<p>(協議会の構成)</p> <p>第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。</p>	<p>(協議会の構成)</p> <p>第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 また、別表2にある機関をアドバイザーに置く。</p>

- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県鹿角地域振興局長がその職務を行う。
- 4 座長に事故があるときは、秋田県鹿角地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
- 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
 - 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
 - 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
 - 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している

- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県鹿角地域振興局長がその職務を行う。
- 4 座長に事故があるときは、秋田県鹿角地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
- 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
 - 3 また、別表2のアドバイザーの出席を求めることができる。
 - 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
 - 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している

- 現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二　円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するため各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
 - 三　毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
 - 四　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。
- 2　幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2　協議会及び幹事会の事務局は、秋田県鹿角地域振興局建設部に置く。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定める

- 現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二　円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するため各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
 - 三　毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
 - 四　その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。
- 2　幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2　協議会及び幹事会の事務局は、秋田県鹿角地域振興局建設部に置く。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定める

ものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月9日から施行する

平成30年3月〇日改定

別表1

鹿角地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対象河川
米代川、大湯川、小坂川、福士川、その他鹿角地域における指定区間内の一級河川

別表2

鹿角地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機関名	代表者
鹿角市	市長
小坂町	町長
秋田地方気象台	台長
秋田県鹿角地域振興局	局长
秋田県鹿角地域振興局総務企画部	部長
秋田県鹿角地域振興局建設部	部長

ものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月9日から施行する

別表1

鹿角地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機関名	代表者
鹿角市	市長
小坂町	町長
秋田地方気象台	台長
秋田県鹿角地域振興局	局长
秋田県鹿角地域振興局総務企画部	部長
秋田県鹿角地域振興局建設部	部長

別表2

鹿角地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機関名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表3

鹿角地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機 関 名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表3

鹿角地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 閣 名	代 表 者
鹿角市総務部総務課	課 長
小坂町総務課	課 長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県鹿角地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県鹿角地域振興局建設部保全・環境課	課 長

別表4

鹿角地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機 閣 名	代 表 者
鹿角市総務部総務課	課 長
小坂町総務課	課 長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県鹿角地域振興局総務企画部地域企画課	課 長
秋田県鹿角地域振興局建設部保全・環境課	課 長